

カトリック桃山教会小教区評議会規約

第1章 総則

第1条 目的

京都教区司教の名の下に、共同宣教司牧を推進するために、福音宣教活動の証として本規約を制定する。

第2章 組織

第2条 主宰

「小教区評議会」は京都教区司教から任命されたブロック担当司祭集団が主宰し、場合によって司教から任命された修道者がこれに含まれる。

第3条 小教区評議会

「小教区評議会」の「評議員」は信徒を代表する役員4名、各部会の代表者、その他、担当司祭団の承認による任意グループの代表を以って構成する。

2. 評議員以外の者が評議会に参加する場合は、担当司祭団の承認を得る。

第4条 審議事項

「小教区評議会」は、小教区の運営全般に関わる事柄について審議し、決定する。その主なる事項は次の通りとする。

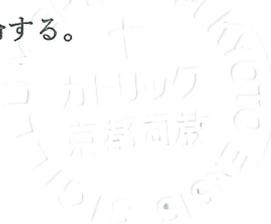
- ① 小教区の宣教司牧に関する基本的方針（長期・中期）の策定
- ② 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定
- ③ 予算と決算の承認、及び予算外の支出の承認
- ④ 各部会、任意グループ等の設置・改変
- ⑤ 「小教区評議会規約」の変更
- ⑥ その他の重要事項

第5条 審議決定と承認

出席者は審議に当たり、福音の精神による対話の元に結論に導く努力をし、決定された事項は担当司祭団の承認を得て実施される。

第6条 役員選出

1. 役員を選出に当たっては、満20歳以上の在籍信徒による2名連記の無記名推薦投票を行い、上位得票者の内から担当司祭団が現役員と評議し2名を選び、担当司祭団の任命によって、これが決定される。
2. 役員が何らかの事由により退任を余儀なくされた場合は、役員と担当司祭団が評議して後任を選び、担当司祭団が任命する。



第7条 役員の仕事

役員は、担当司祭団と共に『共同宣教司牧』のチームとなり、小教区全体の運営について調整機能を持つと共に、責任事項として次の任に当たる。

- ① 「小教区評議会」の開催準備・議事運営・記録等を行う。
- ② 小教区の代表として「ブロック会議」に派遣される。

第8条 部会制度

小教区に於ける重要にして不可欠な活動体が「部会制度」に当たり、各部会として、「教育部・典礼部・広報部。施設管理部・財務部」が設置される。加えて当小教区独自に任意部会を設置することができる。詳細は規約細則による。

2. 各部会は「小教区評議会」での決定事項に伴い活動する執行機関となる。
3. 各部会の業務分掌は規約細則に定めて公示する。

第9条 部会所属登録

各部会への登録は毎年の役員決定後において、次の手順により登録する。

- ① 自己にとって希望する部会に所属登録する。
- ② 所属登録後の変更は、部会代表への届出によって可とする。
- ③ 協力修道者の登録は、別途、所属機関（修道会等）で決定する。

2. 「財務部」に関しては業務の性質上、公募は不可とし担当司祭団と役員が協議の上、司祭団が指垢する。

3. 病者・年齢・家庭環境等の事情で所属登録し得ない信徒でも共同体の一員には変わりなく、献金・霊的花束・祈り・犠牲等により貢献し得ることを忘れてはならない。また役員及び各部会は必要に迫られ登録し得ない信徒にも協力婆譜することがあり、要請を受けた信徒は極力これに応じるものとする。

第10条 各部会代表の選任

各部会代表は各部会に登録した部会員の互選により一名を選出する。選出された代表は評議会役員または部会代表者の兼任を不可とし、当該部会運営に責任を持ち、同時に、第三条の「小教区評議会」を構成する評議員として、これに加わる。

2. 任期中に退任を余儀なくされた場合は、当該部会員の互選により選出し、担当司祭剛が承認する。

第11条 小教区全体集会



担当司祭団は、在籍信徒の参加による「小教区全体集会」を招集し、役員ともども評議会において決定された事項の周知徹底を図り、また、信徒相互において自由に意見を述べられるように配慮する。

2. 開催は毎年、年初に行い、また臨時に開催する事ができる。

第12条 小教区地区連絡網

役員は、小教区の地域割に従い「地区連絡網」を設置し、各地区の担当責任者を定め、信徒の把握に当たる。

第3章 運営

第13条 評議員の任期

役員については4名とし、任期2年で退任し、毎年2名ずつ入替え選任する。

役員退任後2年間は選出不可とする。

なお、部会長の任期については任期を定めない。

第14条 評議会の開催

担当司祭団の招集により原則として隔月定例日に開催し、また、司祭団の発議により随時開催を可能とする。

第15条 役員会の開催

原則として毎月定例日に開催し、また、担当司祭団の発議により随時開催を可能とする。

第16条 部会の開催

原則として毎月定例日に開催し、また、部会代表或いは役員会の発議により随時開催を可能とする。

第17条 会計監査

担当司祭団は、会計監査の担当者を役員と協議の上、複数名指名し、以って本担当者はその任を果たすものとする。

付則 本規則の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付則 本規則の教区司教の認可 2007年12月31日 発効2008年1月1日

付則 本規約改正の教区司教の認可 2012年5月31日 発効2012年6月1日

付則 本規約改正の教区司教の認可 2021年5月24日 発効2021年7月1日

ハコウに大塚喜直



以上

カトリック桃山教会小教区規約細則

1. 任意部会

カトリック桃山教会小教区規約第8条第1項による任意部会は「社会活動部」「平和環境部」とする。

2. 部会の業務分掌

カトリック桃山教会小教区規約第8条による部会の『業務分掌』は次の通りとする。

- 1) 教育部 求道者の要理教育、受洗後の信仰生活の導入、信徒の養成
(教会学校。青少年の備仰教育・聖書勉強、信徒生涯学習。黙想会等)
- 2) 典礼部 小教区の典礼生活儀式の維持駕
(聖体奉仕者。集会司式者等の養成と活動調整、先唱者。朗読者・聖歌・オルガン奏者。侍者等の養成と選定、病者訪問、ロザリオの祈り、冠婚葬祭等の準備、その他典礼に関する必要品の整備管理等)
- 3) 広報部 京都教区時報への情報提供、教会誌発行、ホームページの編集作成、主日ミサ案内、地域への関連広報活動展開、教育資料の全般的設備。管理。保管
- 4) 施設管理部 小教区敷地内の建物。施設。備品等の保全管理、修繕・新設等の計画提案実施、清掃の計画手配実施等
- 5) 財務部 小教区の財務全般に関する業務
(維持費・献金・支出等の集計管理、会計簿。会計報告の作成等)
- 6) 社会活動部 小教区における社会活動への企爾立案実施参加等
- 7) 平和環境部 京都教区における平和と環境諸問題の啓蒙促進、ならびに関連諸活動の企画立案実施参加等

以上

